

第6回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

●【開催日時】 平成15年10月18日(土) 13:30～16:15

●【開催場所】 新宮市 新宮商工会議所 2階 会議室

●【出席者】 委員14名

橋本卓爾委員長、金子泰純副委員長、緒方順子、小野正治、柏崎幸雄、近藤信子、佐々木香徳、清水和子、須川頼一、西野稔治、森正一、森口佳樹、山本甫、寄本勝美

県：増谷行紀循環型社会推進課処理計画推進室長 他

事務局：真砂稔事務局長、中本政吉事務局次長、松原淳廃棄物計画推進室長 他
産業廃棄物関係者(排出事業者)

●【傍聴者】 一般30名、報道2社

(敬称略)

(事務局) 委員会の成立、及び各報道機関、傍聴人への注意事項説明。

(委員長)

本日は、紀南地域の産業廃棄物の実態と課題、次にその適正処理推進方策、最後に一般廃棄物の適正処理推進方策についての検討をお願いします。

前回の議事録について何かご意見は、
特にないようなので、承認とします。

また、前回ご了解いただきました、古座町で開催された「よりよいごみ処理施設を考える会」主催の勉強会の件ですが、その後正副委員長、山本委員、事務局にて協議した経過及び結果を事務局から報告いたします。

(事務局)

議事録にもございますように、山本委員が去る9月7日、古座町で開催された「よりよいごみ処理施設を考える会」主催の勉強会で、串本・古座・古座川町のごみ処理施設につき、自説を披露されたことについては、いろいろ議論していただき、山本委員の発言は個人の発言であるとのことを確認していただきました。そして個人の発言には当委員会はコメントしないが、その発言内容は当委員会の意見ではない旨を、正副委員長連名の文書にまとめ、当協議会の構成員に送付すること、その文書の内容は正副委員長に一任すること、としていただきました。事務局においてその文書案を作成しましたが、事務局として、正副委員長には、大変ご無理申し上げて困難な職務をお願いしていることなどから、正副委員長名でこの文書を出すことには大変申し訳なく、また検討委員会は当協議会の重要な諮問機関であり、軽々しく当委員会の名称を使用した文書を発信することはできない、と考えまして、正副委員長名に代え事務局長名にて、文書を発信したいと正副委員長に申し上げました。

また、山本委員にもこの件に関し、ご了解いただいたため、事務局長名にて文書を作成し、去る15日付けで、文書を発送しました。今からその文書を配布しますが、基本的には前回ご了解いただいた内容とは相違ありません。

(委員長)

一読をお願いします。私どもと事務局が熟慮の末に、この様にさせていただきました。ご理

解願います。

それでは、議題に入ります。

本日は、梅加工関係の方及び農業関係の方が出席されていますので、お話を聞いて、その後検討を加えていきます。

梅加工関係者の方から、よろしく申し上げます。

(梅加工関係者)

梅加工関係業界の現状ですが、調味廃液については、海洋投棄に頼らざるを得ないのが現状です。以前の紀州梅干しは、塩付けが主であったのですが、現在は低塩分、味付けのものが主となり、そのため腐敗しないように調味料、砂糖、アミノ酸等を加えて保存できるようにしました。その加工過程から出る調味した塩分が多い液を調味廃液と言ひ、それを現在は海洋投棄しています。我々もそれは、いずれ出来なくなると考えて、再利用出来る方策はないかと模索しており、先日も会議を行い検討を始めたばかりですが、なかなかその方法がありません。

(委員長)

次に農業関係の方、説明をお願いします。

(農業関係者)

農業関係の廃プラについて説明させていただきます。

農業関係の廃プラとは、ハウスのビニールが代表ですが、肥料・農薬の容器、袋等もあり、花のかご等もそれに含まれます。処理については、20数年前から施設園芸協会というところが、それに当たっており、当初はそのままの状態外国にて処理していましたが、現在は国内での中間処理を必要とする法改正があり、再生出来る物は国内にて処理している状況です。プラスチックは焼却できない農ビ、焼却できるそれ以外のプラと2種類に分けられ、県全体でそれを再生処理しよう、ごみとして出さないよう取り組んでいます。

しかし、すべてそれが出来ているとは言えず、3分の1程度は埋め立てられているのが現状でしょう。農ビについては、国内で加工し原料となり、外国で長靴、タイル、ベンチなどに製品化され、国内へ帰って来ています。ポリについてはサーマルリサイクルされています。県内で中間処理をしたいのですが、大きな業者はなく、県外業者をお願いしているのが実状です。

(委員)

梅の種、不良果肉等はどんな処理をしているのか、また梅酢はほとんどリサイクルされているのか、また農ビは原料化されどこへ、輸出されているのか、またそれを中間処理しているのはどこなのか、教えて欲しい。

(梅加工関係者)

梅酢は約1万から1万2千トン生産されていますが、加工する際に梅酢が1万2千トン必要であり、そのため不作の今年は梅酢が不足しています。梅の種、不良果肉は中間処理後海洋投棄をしています。

(農業関係者)

農ビは中間処理され商品となります。今の法律では、そうなれば私どもが把握することは出来ないのが実状ですが、東南アジアなどと聞いています。また、どこの県へ持ち出しているかですが、中間処理の技術は毎年新しくなること、また私どもも出来るだけ適切で、安く処理したいと考えています。さらには、受け入れ先の県の許可も必要ですから、毎年その受け入れ先は変わります。

(委員)

中間処理などそのシステムが我々には解りづらいのですが、農業関係の廃棄物等は膨大な数量でしょうから、不明という訳にはいかないのではないかと。

(農業関係者)

廃プラは、中間処理業者で再資源化され商品となりますので、マニフェストはそこでこちらに帰ってきます。商品化された先は、マニフェストは帰ってきません。中間処理業者は、その再資源化した物を商品として、多くの会社へ販売していると思います。

(県)

中間処理した物がごみではなくって有価物に変わると、廃棄物処理法が適用されません。マニフェストの対象外となりますので、今農業関係の方が話されたように流れを把握できないし、法律上もその必要はありません。

(委員)

梅酢の1万2千トンの生産量は、全県でその量ですか。

(梅加工関係者)

そうです。

(委員)

海洋投棄は法律上どうなっているのか、その漁業への影響はどうなっているのか。

(県)

梅調味廃液の海洋投棄は法律上は違法ではありません。中和処理をした後、海洋投棄されています。

漁業への影響についてのデータは把握していません。海洋投棄の規制については、ロンドン条約が発効していますが、梅調味廃液の海洋投棄は、ロンドン条約の96年議定書の対象になっています。26カ国の批准後に、96年議定書が発効することになっており、今20カ国近くの国が批准しています。この議定書の対象になっていることから、梅調味廃液の海洋投棄は環境には好ましくないとい国際的に、考えられているのでしょう。

(委員)

梅酢の廃液を再資源化する方法を見つけたと、新聞報道で読んだのだが、詳しく教えてもらえませんか。

(梅加工業者)

梅酢から塩を抜く方法を考案されたことであり、ある企業は今その工場を建築中です。

そこは、初年度は5百tを処理し、将来的には2千tまで増やしたい、と計画しているようですが、その量を確保できるかが問題と考えているようです。

(委員)

資料2頁に梅加工残渣の発生量が4,621tとなっていますが、今説明された数字と違うのではないかと、梅酢と調味液は違うのでしょうか。また、海洋投棄について検討し始めたとのことですが、その目標年度などの見通しはどうか。

(事務局)

当地域で収穫される梅は年間約5万tで、そのうち1万tが青梅としてそのままジュースなどに加工されます。残り4万tが梅干しに加工されていると言われていています。その4万tを梅干として漬け込む時、その約30%の1万2千tが梅酢として出てきます。梅酢はリサイクルされており、商品として取引されています。

その白干しの梅干しを加工業者等が買い取り、梅酢をベースに味付けした調味液に1週間

から10日程度漬け込みます。

その調味液は再使用しますが、何回か使用しているうちに塩分濃度が高くなったり、調味の調製等により、使用できなくなり捨てなければなりません。これが調味廃液です。その4,621 tは、この調味廃液や不良果肉などを意味します。

(県)

海洋投棄の見通しについて、環境省も96年議定書の批准国が近い将来に26カ国に達するであろうという見通しの下に、どのような対策が必要かという議論を、中央環境審議会等で始めるという情報を新聞等から得ています。

(梅加工業者)

業界としては、ロンドン条約があと3年後ぐらいには厳しくなるだろうと考え、調味廃液をリサイクルする方法や大型の浄化槽を設置して処理する方法を検討しています。リサイクルの方法としては、粉末にして肥料なり飼料にする方法や、まだ試験中ですが牛や鶏の飼料にする方法などを検討しています。

(委員長)

よろしいでしょうか。それでは前回の資料の続きですが、5頁から検討をお願いします。

(委員)

「がれき類」で最終処分される量は、「直接処分」のトータルの数字ということでもいいのか。

(事務局)

そうです。

(委員)

何パーセントぐらい、2～3%ぐらいですね。

(委員長)

特になければ、次の6頁をお願いします。

(委員)

「建設業の廃プラ」で直接埋立しなければならないのは、どのような形で発生してくるのか。

(事務局)

解体などから発生する混合ごみや再生が難しい塩化ビニール製品の物は、そのまま埋め立てられています。

(委員)

「建設業の廃プラ」の「課題と対策」で「事業系一廃の廃プラと連携した処理対策の検討」とあるが、現在具体的に行われている事例はあるのか。

(事務局)

現時点ではありません。

(委員)

「農業系の廃プラ」で資料では調査中となっているが、その後数字は分かりましたか。

(事務局)

概数ですが、約1千tです。

(副委員長)

農業用廃ビニールを処理委託する場合、土が付いている等の汚れは問題がないのか。それとも前処理をきちんとしているから資源化できているのか。

(農業関係者)

2年ほど前にドイツで新しい機械が開発され、現在では土が付いているビニールであっても1センチ四角に細かく細断でき、その後水洗いをし、商品として2次加工の業者に販売しています。

(委員)

廃ビニールの収集は、農協が行っているのか。

(農業関係者)

収集は施設園芸協会が主体となっています。収集する団体は農協が行っている地域もあれば、市町村が行っている地域もあります。ただ農協や市町村は収集日や収集場所を決めたり斡旋はしますが、収集自体は農家自身が自主的に持って来ています。

(委員)

農家の方が持ってくる時の費用の負担は、農家なのか。

(農業関係者)

費用は、基本的に農家負担です。

(委員)

処理料金はどれくらいか。

(農業関係者)

処理業者によって違いますが、塩ビで22～60円/kgくらいです。出来るだけ安くて確実・安全に処理を行ってくれる業者を毎年選択しています。

(委員)

販売する時に処理費用を上乗せした価格で販売すれば、不法投棄等の不適正処理が無くなるのでは

(農業関係者)

基本的に農家から出るビニールも産業廃棄物です。排出した人が自分で処理をしなければならないという法律になっています。販売する時に処理費用を上乗せするというのは、全ての販売店が同じような条件で価格の上乗せを行ってくれるかどうか、家電リサイクル法のように法律で決められていれば別ですが、実際は難しいと思います。

(委員長)

不法投棄の実態はどうですか。

(農業関係者)

不法投棄について、JAとしては把握していません。

(委員長)

他に意見が無いようですので、次の議題「産業廃棄物に係る適正処理推進方策」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

本日の資料1の説明に入ります。

前回及び先ほどまでの検討は、産業廃棄物に係る実態と課題ということで、排出業者、処理業者へのアンケート調査を踏まえた廃棄物の種類別の発生処理、処理の特徴、課題と対策について確認を行ないました。

資料1ではこれらを基に、産業廃棄物の適正処理の推進、つまり減量化や資源化を行うにはどうすればよいかを提示しています。

1頁の産業廃棄物の種類ごとの減量化・資源化を進めるための方策としては、排出事業者

における方策、リサイクル業者における方策、排出業者と処理業者における方策をまとめています。

網掛けをしているものは、地域で課題のある廃棄物です。

排出事業者における方策ですが、まず地域内のリサイクル業者、処理業者、処理再生業者、回収業者を活用することです。

さらに地域外であっても資源化や適正処理が行われており、問題がなく安定的な処理が可能であれば、現在のルートを継続活用することです。

しかしながら、動植物性残渣である梅加工残渣の推進方策としては、調味廃液・種・不良果肉など種類ごとにリサイクル技術や製品の市場動向も踏まえ、排出事業者が一体となったリサイクル施設の整備ができないかどうか、検討することも重要だと考えます。

先ほど梅加工の方から話がありましたが、これまでにさまざまな取り組みを行っていますが、当地域特有の廃棄物であり大量かつ安定したリサイクルが確立していないことや現在行われている海洋投棄処分から早期脱却を目指すためにも、リサイクル型の処理システムの構築を図ることが課題となっています。

次に、リサイクル業者の方策としては、金属・ガラス・紙・廃プラスチック・建設廃材など、より以上の分別・選別によりリサイクルの拡大を行うことです。しかしながら、分別・選別することにより処理残渣の増加も懸念され、それを削減することも大事であります。また、この処理残渣のほとんどが県外処理されていることから、処理を行う施設の確保が必要ではないかと考えます。

また、木くずの破碎やチップ化、炭化といったものについても、地域内のリサイクル業者の技術を最大限に活用できるよう、木くずの性状ごとのリサイクル情報を各排出事業者に提供し、施設への搬入拡大を図ることも重要です。

この際、性状によっては、前処理に費用が掛かることもあるため、適正なコストの啓発も必要になってきます。

最後に、排出事業者、産業廃棄物処理業者における方策ですが、地域内に減量化・資源化施設のない廃棄物やリサイクル不適物の減量化・資源化対策として、汚泥などは脱水処理、焼却処理などの前処理の後、建設資材などへのリサイクルも可能です。このため、排出事業者、産業界、産業廃棄物処理業者が一体となって処理施設の整備を行うことが挙げられます。

このことに伴う課題としては、中間処理施設や最終処分場の整備の検討に当たっては、既存のリサイクルシステムと競合し、資源化を阻害しないことを考慮する必要があります。このため、資源化の情報等を把握し、産業界・県・市町村が一体となった取り組みが重要となります。

2頁は、今までのまとめをしています。

紀南地域における減量化、資源化推進方策として、まず排出事業者においては

- ・排出抑制に努めること
- ・地域内のリサイクル業者を活用し、最終処分されている廃棄物の資源化を行うこと
- ・地域外であっても、資源化や適正処理されているものは、引き続き安定的に処理できる場合は、現在のシステムを継続すること

地域内のリサイクル業者においては

- ・選別システムを強化し、資源化の拡大と処理残渣の削減に努めること

これらのことから、地域における減量化・資源化施設での適正な処理方策としては、資源化に伴って発生する処理残渣の適正処理を推進することが重要です。

減量化・資源化の拡大により、リサイクル施設への搬入量や処理残渣の増加が予想されます。このため、地域における産業廃棄物の資源化を進める上で、現在は県外で埋め立て処分されている処理残渣の処理施設の確保が課題であり、排出事業者や処理業者が一体となって取り組むことや既存のリサイクルシステムとの競合、資源化の進捗状況も考慮しながら、県・市町村も協力し、必要な施設の確保に取り組むことが重要です。

(委員長)

産業廃棄物の適正処理推進方策について、提案がありました。検討をよろしく願います。

(副委員長)

地域内のリサイクル業者を出来るだけ活用するという事は、考え方としては自然だと思います。例えば1頁の「木くずの破砕、チップ化、炭化」という項目であれば、充分リサイクル業者がいる、あるいは技術を持っているので、出てくる物を出来るだけそこへ送り込むと考えていいのか。実態が解らないので、判断が難しい。

(事務局)

地域内には、木くずを処理するリサイクル業者がいくつかあります。しかし、建設系の木くずをチップ化しても農業関係には、使用できないという現状もあります。また、前回関係者からシロアリ駆除の処理をした廃材や石膏ボードなどは、処理できないという発言もありましたが、他のリサイクル業者では処理できる物もあります。このように情報をお互い交換し、排出事業者へ提供することにより、ほとんどが地域内で処理できるのではないかと考えています。

(委員)

県の「廃棄物処理計画」では、平成22年度には排出量の増加を抑制、横ばいにし、再生利用率を4%増加させ、最終処分量を63%減量化するという目標があります。今後、業者ごとに平成22年を目標とした具体的な取り組みの年次目標のようなものがあるのか。また、梅干し業界としてはどのような形でやっていこうとしているのか。

(県)

廃棄物処理法において年間1千t以上の産業廃棄物を排出する事業者は、それぞれ廃棄物処理計画を作成し、削減する努力をしなければなりません。産業廃棄物は事業活動に伴って排出される廃棄物です。産業構造の変化や景気の変動といったものは、予測が付きません。一般廃棄物とは根本的に性質が違っていて、それ以上の分析は行っていません。

(事務局)

今日は、産業廃棄物の減量化・資源化推進方策と一般廃棄物の排出抑制・資源化推進方策を提案させていただき、今後、減量化・資源化の推進方策について目標値を定めながら、それぞれの関係者と協議をし、次回以降に資料として提出したいと考えています。

(委員長)

本日は、産業廃棄物の適正処理に向けた基本的な方向付けについて、提案があったわけですが、基本的な方向として

- ・地域内のリサイクル業者を活用した資源化を積極的に拡大
- ・梅加工残渣の適正処理が重要な課題
- ・資源化を進めるとリサイクル業者の段階から排出される処理残渣が増加

この処理残渣であるリサイクル不適物の適正処理をどう行うか、最終処理施設の確保を含めて重要な課題があるとの提案ですが、どうですか。

(委員)

2頁の「引き続き安定的に適正な処理が可能なものは、現在の処理システムを継続」とありますが、現在の処理システムにどのようなものがあるのか。

(事務局)

第4回検討委員会でも、「全ての産業廃棄物を地域内で処理するのがいいかどうか」、「適正に処理されていれば地域外であってもいいのではないか」という議論がありました。廃油や感染性廃棄物のように処理に技術を要し、適正に処理を行っている処理ルートは、引き続きそのシステムを継続するということです。

(委員)

リサイクル不適物というのは、具体的に前回話にあったような化粧品のびんなどをイメージすればいいですね。またリサイクル不適物を減らす方策はないのでしょうか。

(事務局)

化粧びんや金属とプラスチックが一体となった物、混合廃棄物と言われる物などかなりの量がリサイクル不適物として排出されています。

(県)

このことについては、排出事業者による排出抑制と中間処理業者によるリサイクル率の向上という2つの課題があると思います。

排出抑制については、処理料金の高騰やマニフェストの扱い等が非常に厳しくなっている中で、事業者自身の自発的な努力で排出抑制が進みつつある状況にあります。

リサイクル率の向上について、県では産業廃棄物の再生利用、再資源化のために共同で行う施設・設備の設置、改善に対して、融資制度を設けています。なお、技術面の支援については、今年4月の機構改革で県衛生公害研究センターを県環境衛生研究センターに改組し、取扱い業務に廃棄物の研究に関することを加えました。徐々にですが、取り組んでいるところです。

(委員)

排出者責任と同時にその前の発生者責任が問われると思います。ごみを発生させる者に対する方策は考えていただけるのか。

また、東京都は事業者内で発生する缶・びん等清涼飲料水の容器は産廃とし、発生者に処理責任を負わしていた例があるが、県内にこんな取り扱いを行っている例はないのだろうか。

(事務局)

発生者責任についてですが、リサイクル可能な素材を使用した製品を増やすことも重要との意見と関連づけまして、今後検討する中で提言をいただければと思います。

(県)

従来、県は一般廃棄物については、市町村固有の自治事務という姿勢を取ってきましたが、今回、しかし、当協議会が設立され、産廃・一廃併せて公共関与の可能性を含めての検討を行うことになりました。

委員が言われた事を答申に盛り込んでいただければ、単独の市町村として行うことは難しいと思いますが、当協議会の構成市町村と県が協力して出来ないか、等の検討を行っていきたいと思います。

(委員)

この資料では、最終処分についての、公共関与としか受け取れない。排出抑制、中間処理、資源化についての公共関与があまり出来ていかないように思う。むしろこの部分に公共関与

を考えなければいけないのではないか。

(県)

この地域の産業廃棄物を分析した結果、民間処理業者さんのシステムを活用すれば、基本的に中間処理は可能であろう、と考えます。しかし、先ほど事務局から説明のあった梅加工残渣の処理、そしてリサイクルを進めれば増えてくるリサイクル残渣の問題があります。一方、処理責任は排出事業者にあります。また、公共関与とは税金を使うということですので、少なければ少ないほどいいという事情があります。さらに公共関与を行うことによって民間事業者を圧迫したくないということがあります。

(委員)

私は、公共関与を即税金の投入という受け取り方は、違うと思います。そして、民間事業の圧迫となるような方向での関与でなくていいと考えます。

(県)

税金を投入できるか、どうかは議会が判断することであり、最終的には有権者である住民の方々の判断となります。

民間で出来なければ、公共関与を検討する必要がありますが、当地域では民間で中間処理は十分行えると考えております。

(委員)

私見ですが、全て行政に任せることは、今の時代を考えれば、合理的ではない。第3セクター方式の運営による欠点はよく指摘されているので、その欠点を克服し、独立して安定した運営を行える方策を考えることが、今後は重要となってくるでしょう。

(県)

現状のままの中間処理でいい、とっている訳ではありません。公共関与には、ソフト・ハードを含めていろいろな形があります。資料1の2頁はたたき台のエキスとしてご理解ください。

(委員)

最終処分場整備における公共関与はやむを得ないと思われるが、しかし中間処理、排出削減においても行政として、税金の投入のない関与等のいろいろな方法があるはずでしょう。出てきた物のみ公共関与するという考え方は、妥当ではないと思う。

(県)

あくまでたたき台であり、皆さん方で議論していただきたいし、公共関与にはいろいろな形があることと、産業廃棄物については、ハード整備は最終処分施設で十分であろうということです。

(委員長)

少し視点の違いで意見の食い違いがあるようですが、私は同じようなことを2人とも言っていると思います。要するに公的関与には、いろいろな形があり、それぞれの段階において必要であれば行えばいいし、2人の言っていることにそんなに大きな違いはありませんね。

(委員)

行政が民間の事業に関与するのがあるなら、民間が行政に関与するのもあっていいのではないか。

(県)

民間が行政に関与する形は、PFI法で規定されており、今後の検討の一つと考えています。なお、委員会では、施設の内容についての議論はしていただきたいのですが、整備の手法、

運営方法等は、協議会自体が責任を負うべきことですから、検討委員会の範囲外であることをご了解ください。

(委員)

公共関与には、行政監督による手法、財政的な関与等いろいろな形があります。啓発手法や情報提供手法などもあり、今後検討を重ねることによりその具体的な手法を議論することでいいのではないのでしょうか。

(副委員長)

今までの意見は、資料1の2頁において、書き方の問題ですが公的関与は最終処分という受け取り方をしてしまうが、むしろ排出抑制、適正な中間処理をきちんと指導するということをバランス良く記述して、しかしその後の受け皿がないという事実のために適正な行政指導などはできない、という意味合いで がある、ということではないのでしょうか。さらに、この際あえて踏み込んで拡大生産者責任に繋がるような指導姿勢を持ってはどうか、ということの提言も含まれると思います。

方策の全体的なバランスを取ることが必要なのではないのか、ということが提言の趣旨であると思います。

(県)

検討させていただきます。

(委員長)

産業廃棄物に係る適正処理推進方策については、皆さん確認いただいたようですから、次の一般廃棄物に係る適正処理推進方策について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

一般廃棄物に係る適正処理方策について、説明します。

これからの事柄は提案です。委員の方は地域でいろんな実践に取り組んでおられる方なので、具体的な方策について、委員会で十分議論、提案していただきたいと考えています。

まず、排出抑制についての方策ですが、一人一人が行動できることとして、具体的な事項を挙げています。

「ごみとまらないようなものをもらわない、買わない」ということで、マイバック運動やバラ売り・量売りの商品の購入、レンタル製品の活用などが考えられます。

「出たごみはなるべく自分でリユース・リサイクル」については、生ごみ処理機などによる生ごみの堆肥化、集団回収や廃品回収を利用したの分別資源化、トレイやペットボトルのようにスーパーなどの店頭回収の活用、衣類・家具などバザーやフリーマーケットへの参加や修理できるものは修理し長く物を使うことなどです。

「自らリサイクル出来ないものは、みんなで集めてリサイクル」は、拠点回収などですが、ルールに従って排出することが重要です。

また、排出抑制に効果のある有料化については、排出事業者が処理責任を持つ事業系のごみが、家庭系のごみに混入していることから、有料化が必要になってくると考えられます。有料化の方法については、多くの市町村で導入している指定袋制度の単純従量制、新宮市で導入されている基準超過従量制、その他定額制などがあり、有料化については、地域の住民意見を十分踏まえながら、検討する必要があります。

なお、地域内全市町村の有料化の状況、料金については第3回の資料6、6-1に示しています。

次に資源ごみの流れを大まかに表わしています。

資源ごみは、住民や事業者が集団回収や直接搬入などでリサイクル業者に搬入したり、拠点回収、分別収集により市町村が集めます。市町村はこれらを保管し選別した後、リサイクル業者に搬入します。この時にリサイクル不適物である処理残渣物が発生します。リサイクル業者は集められた資源物を選別・分別してそれぞれの引き取り先に搬出しています。

ここでも選別・分別できないリサイクル不適物が出ますが、ほとんどが県外処理されています。

資源物の種類ごとに、地域内の処理業者に実情をヒアリングしたところ、

- ・紙類は資源化が可能であり、市場に左右されずに受け入れの余力がある。
- ・ガラス類は再生ガラスに不適な物が混入していなければ、資源化することが可能
- ・金属類は、缶類や粗大物は市町村で分別した物を資源化することが可能
- ・プラスチック類は、ビニールパイプなど塩化ビニールや金属が混入していなければ分別したものを資源化することは可能。

という結果でした。しかしながら、効率化を考えると排出者がもっとルールを守る必要もあり、地域におけるルール作りも重要ではないかと考えます。

次に今後の分別収集案、資源化推進のための分別品目を提案しています。

紙類は、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・容器包装類を分別し排出します。しかし、新聞、雑誌類のくくり紐をどうするか、ビニール紐でくくったり、ビニール袋での排出は処理に手間が掛かり、またパンフレットなどが混入しないようにすることも大事です。事業系の官庁や学校、事務所などの紙類の分別や、今はほとんどが焼却されている容器包装類を分別品目として統一できるかどうか大きな課題となります。

ガラス類はびんについて、無色・茶色・その他と色別に分別します。ただ、資源化できない化粧品や薬品のびんについて混入しないようにする必要があります。

金属類は、スチール缶・アルミ缶を分別します。

プラスチック類は、ペットボトルとそれ以外のプラスチック製容器包装類に分別します。資源化できないビニールパイプなどの塩化ビニールが混入しないことが必要です。ペットボトル以外の容器包装類は、現在ほとんどが焼却や埋立処分していますが、この中からトレイ・スチロールなどの品目を分別資源化していくのが大きな課題となります。

金属性の粗大ごみについては、不純物が混雑していなければほとんど資源化可能ですが、資源化できないごみの処理が課題となります。

厨芥類、繊維類、木竹草類はほとんどが焼却されています。地域内では分別の実施例が無いため、紀南地域の各市町村の地域の実情に応じたリサイクルの推進の検討が、必要であると考えます。生ごみについては、ホテルや飲食店、市町村の給食施設など、多量に排出する事業所に対して、生ごみ処理機などの導入を義務付け、減量化・資源化を図ることも考えられます。なお、各市町村の分別・資源化の現状については、第3回資料5及び8に示しています。

次に分別収集に当たって考慮しなければならないことは、確実に資源化されるルートがあること、住民理解・協力が得られることが大事です。

収集の方法についても、地域の実情、地理的条件などを考慮し、個別収集か拠点回収かなどを検討する必要があります。また、分別も収集時点での細分化か、収集後に選別するのも検討する必要があります。

収集、分別方法について、それぞれメリット・デメリットを提示してみました。

個別収集は、排出者の負担が少なくなるが、収集品目が多くなると負担になることや、集

積場所の管理が難しくなります。

拠点回収は、複数の品目の回収が可能であり、集積場所の管理が容易であるが、場所によっては遠方になる住民の協力が得られないこともあります。

分別・選別方法ですが、分別排出（拠点回収などにより排出時に細分化）は住民の環境意識が高まり、機械選別できないもの（プラスチックや油など）の選別が可能になり、選別の処理行程が省略できます。しかし、分別による住民負担の増加、収集運搬経費の増加、保管施設や分別が徹底されていない場合、再度選別する必要があります。

機械選別（大まかに収集し、後に細分化）は、住民の分別負担が少ないことや資源物の回収度が高くなりますが、施設などの費用の増加、投入される物によっては品質の管理が難しくなってきます。

最後に、資源化を進めるために必要な施設の確保ということですが、資源ごみの分別品目の細分化や分別収集の徹底を行ない、減量化・資源化を推進して資源ごみのリサイクル施設への搬入量が増加した場合、必ずリサイクル不適物や処理残渣が発生します。

これらはほとんどが県外で埋め立て処分されていますが、地域において資源化を進める上でリサイクル不適物、処理残渣を適正に処理する施設の確保が重要です。

これは、産業廃棄物についても同じことが言えるために、併せて処理することが効率的、有効であれば、事業者・市町村・県が連携して検討し必要な処理施設を確保することが重要であると考えられます。

（委員長）

事務局から提案として、資料の説明をしていただきました。何か意見等お願いします。

（委員）

紀南地域27市町村の統一的な収集方法などを具体的に提言はできないのか。

（事務局）

提言があれば、地域毎の担当課長会議などで検討します。

（委員長）

より具体的な方策については、次の委員会での検討を予定していますので、今日は基本的な方針についての検討をお願いします。

（委員）

基本的な方策のみの羅列では、実効あるものにはならない。きめ細かい具体的な指導・啓発を行い、結果まで言及しなければ、その方策が実効あるものとは認められない。次回から民間・行政併せてそれを行動し得る体制作りなどを考えねばならない。

（事務局）

あくまで、案であり委員会でいろんな事を提案、検討していただくことをお願いします。

（委員）

資料2、表1-1に「ごみとなるようなものを売らない、作らない」の言葉も入れられないのか。

（委員）

発生抑制を盛り込まねばならないのではないか。

（委員）

酒類のびん等は、製造者はかなり考えて作ります。また、我々もそれを飾る等しているでしょう。それは、そのびんを含めて味わっていると考えます。それを一つにまとめることなどは無理があるでしょう。ビールびんはリユース出来ますが、今は圧倒的に缶ビールが多い

のは事実でしょう。文化的な面、あるいは生活の実状をみれば、リサイクル容易な物に統一することが困難な物が相当あると思います。

そこで一例ですが、色つきのびんはリサイクルが困難ですが、焼却灰のスラグから作るタイルに混ぜるなどの使用例があることから、別の視点から考える事も大事でしょう。

(委員)

資料1の1頁、排出抑制で「一人、一人が」とありますが、そこは住民、排出事業者、行政と明記する方がいい。6頁で「リサイクルプラザへ～持ち込みが増加するに伴い、増加が予想される処理残渣」と記されている意味は。

(事務局)

まず、排出抑制については、その通りと考えます。リサイクル施設への流入量が増えれば、その分処理残渣も増えてくるだろうということです。

(委員)

ごみのリサイクルを進めれば、残ってくるのは少なくなるのではないのか。

(県)

処理業者の方から聞いたのですが、全体的なごみの量は変化はないが、現在焼却か、埋立している物をリサイクルのために分別すれば、資源ごみとして出てくる量は増えるだろうし、当然その処理残渣も増えてくる、ということです。

(委員)

ごみ問題は、シリアスな問題であり、公害問題という認識を持って対処しないとこれから深刻な問題が発生すると考えている。この辺を認識していただきながら、報告書なりに反映してもらえないかという思いがある。

(県)

以前委員さんから、広域で取り組むべき事、個々の市町村で取り組むべき事に分けて考えるべきとの意見をいただいています。県としても広域的に取り組むべき事は、市町村と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

責任分担はすべきであるとは思いますが、啓発活動等関わっていかねばならないことはあるのではないかと、県が関わってこそ他の団体も行動し、実効あるものとなるだろう。

(委員)

一人当たりの一般廃棄物の排出量に事業系一般廃棄物が占める量は、かなり多いだろうから、その処理状況、処理料金、事業者と行政の役割分担などは今後検討するのか。

(事務局)

以前もご指摘を受けたのですが、事業系ごみの占める量などはまだ把握していません。現状は自治体によってその処理料金が違いますが、処理方法は家庭ごみと同じ処理がされています。課題は特に紙類のリサイクル率が低いことです。本来は住民、事業者、行政に分けて対策を考えるのですが、今回は一般廃棄物全般の資料として方策を提案しています。今後ご意見をいただき、個別に対策を考えることも必要だと考えます。

(委員長)

次回は生活系、事業系あるいは広域で行うこと、市町村の狭い範囲で行うことを整理し、それぞれの具体的な対策を提示するというところでよいのか。

(事務局)

次回以降は、具体的に挙げながら検討していただきたいと思います。

(県)

広域的に行うこと、市町村が中心になって行うこと等の分けについては、委員会の提言を受けながら、実施に係る事業手法とともに、促進協議会で検討したいと考えています。

(委員長)

次回に具体的な話しができるとのことですが、踏み込んだ意見をお願いします。

(委員)

都市ごみの完全な分別は不可能、またその処理方法により事故が起こっている。分別は最低限で、環境にやさしく、燃やさないで処理をすることを目指すべきだろう。その方法は現実に可能ですので、検討していくべきでしょう。

4 頁の資源化できないプラスチックとして塩化ビニールがあるが、現在どのような処理をしているのか。また、木竹草類は。

(事務局)

塩化ビニールは埋立、木竹類は焼却、草類で土が付着した物は主に埋立しています。

(委員)

有機性の廃棄物は、全て資源化できると私は考えているので、その当たりも考慮に入れて検討していきたいと思います。

(委員長)

他にないようですので、3 番目の議題を終えたいと思います。次回は、本日検討いただきました産業廃棄物あるいは一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化の方向を受けまして、より具体的な方策について検討いただくことを予定しております。

(事務局)

次回は、11 月 8 日、午後 1 時 30 分から田辺市で開催したいと思います。

(委員長)

次回は、より踏み込んだ検討になるかと思しますので、よろしくをお願いします。本日はどうもありがとうございました。
